

# 市職員の給与や職員数、サービスなどの状況をお知らせします

## 人事行政の運営等の状況

人事行政の運営等について「歌志内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づきお知らせします。

人事行政とは、職員の任用、給与、勤務条件、服務、研修など職員に適用される基準や決まりごと全般をいいます。公表は、こうした人事行政の運営状況を市民の皆さんに明らかにすることにより、その公正性と透明性を高めることを目的としています。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

① 職員の採用と退職の状況  
平成27年度の採用と退職者の状況は表1のとおりです。

② 職員数の状況  
本市では適正な組織規模を目指し、機構改革による組織の統廃合や指定管理者制度を活用した施設の管理運営を進めることで、職員数を抑制するなど適正な定員管理に努めてきました。

新たな行政課題や変化に的確に対応できるように今後も計画的な定員

管理に努めます。

① 人件費と職員給与費  
各部門別職員数の状況については表2のとおりです。

### 2 職員の給与の状況

① 人件費と職員給与費

人件費とは、職員に支給する給与のほか、共済費の事業主負担分や特別職の報酬などを含む広い範囲の費用をいいます（次ページ表3-1）。

人件費のうち、毎月支給される給料、扶養手当などの諸手当、民間企業の賞与に相当する期末・勤勉手当を合わせた職員給与費は次ページ表3-2のとおりです。

表1 職員の採用と退職状況（平成27年度分）

人数	採用	退職			計
		定年退職	勸奨退職	普通退職	
人数	2人	6人	0人	4人	10人

表2 部門別職員数の状況(各年4月1日現在、単位:人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	
		27年	28年		
普通会計部門	一般行政部門	議総	2 (2)	2 (2)	0 (0)
		税務	23 (23)	24 (24)	1 (1)
		商工	6 (-)	6 (-)	0 (-)
		土木	4 (4)	5 (5)	1 (1)
		衛生	7 (7)	7 (7)	0 (0)
		民生	15 (12)	16 (12)	1 (0)
	一般行政部門計	62 (49)	66 (51)	4 (2)	
	教育	12 (9)	10 (8)	▲2 (▲1)	
	消防	23 (-)	23 (-)	0 (-)	
	普通会計部門計	97 (58)	99 (59)	2 (1)	
公営企業等会計部門	病院	27 (3)	24 (3)	▲3 (0)	
	下水道	1 (1)	1 (1)	0 (0)	
	その他	3 (3)	3 (3)	0 (0)	
	公営企業等会計部門計	31 (7)	28 (7)	▲3 (0)	
合計	128 (65)	127 (66)	▲1 (1)		

※ ( ) 内は、一般行政職の職員数（再任用職員を含む）です。

問い合わせ  
庶務グループ  
市役所3階  
(☎42~3212)

②給料

職員の給料は、給料表によって決められています。給料表は、職種によって行政職や医療職に区分され、職務の内容と責任の度合いに応じたいくつかの級が定められています。

支給額は、この給料表の「級」と「号級」の組み合わせで決まっており、最も多くの職員に適用されている行政職給料表は1級から6級までで、一般行政職の級別職員数は表3-3のとおりとなっています。

また、一般行政職の平均年齢や平均給料月額及び平均給与月額との状況は表3-4、一般行政職の初任給は表3-5、一定年数を経過した時点での学歴別平均給料月額は表3-6のとおりです。

グラフ1は、本市職員の給与水準を類似団体平均並びに全国市平均と比較したものです。

ラスパイレス指数とは、職員の給与水準を比較するために用いられる指数で、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示します。

また、類似団体平均とは、人口規模や産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

表3-1 人件費の状況（平成27年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (平成28年1月1日現在)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	26年度の 人件費率
3,664人	45億1,770万4千円	9億6,129万2千円	21.3%	21.6%

表3-2 職員給与費の状況（平成27年度普通会計決算） ※職員手当には退職手当を含みません。

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
97人	3億8,229万7千円	7,173万7千円	1億4,789万9千円	6億193万3千円	620万5千円

表3-3 一般行政職の級別職員数の状況 ※再任用職員を除く（各年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
標準的な職務内容	主事・技師	主事・技師	主査・主任	主査	主幹・室長	課長・局長 ・事務長	
職員数	平成27年	2人	5人	32人	10人	6人	10人
	平成28年	5人	4人	32人	3人	11人	10人

表3-4 平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額  
の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.8歳	321,276円	366,123円

表3-5 一般行政職の初任給の状況  
（平成28年4月1日現在）

区 分	歌志内市	国
大 学 卒	176,700円	176,700円
短 大 卒	157,300円	157,300円
高 校 卒	144,600円	144,600円

グラフ1 ラスパイレス指数の状況  
（各年4月1日現在）

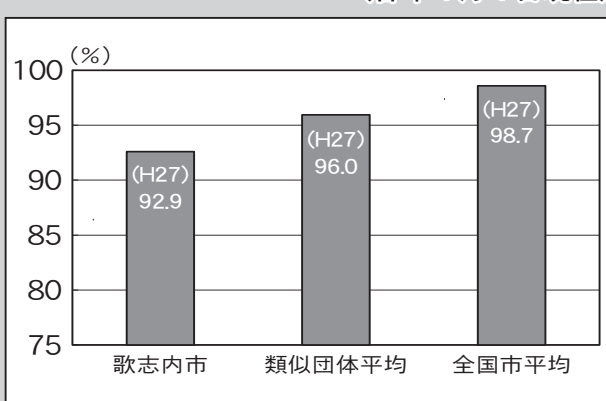


表3-6 一般行政職の経験年数別・学歴別平均  
給料月額  
の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
大学卒	256,100円	—	332,950円
短大卒	245,000円	296,233円	316,933円
高校卒	—	—	311,225円

区分	歌志内市	国
支給割合	期末2.6月分・勤勉1.6月分	本市と同じ
加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置(役職加算) 5~15%	同左 5~20%

区分	歌志内市		国
	自己都合	勸奨・定年	
勤続年数	20年	20.445月分	自己都合による退職及び勸奨・定年による退職とも本市と同じ
	25年	29.145月分	
	35年	41.325月分	
最高限度額	49.59月分	49.59月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2~30%加算		同左 2~45%加算

※平成27年度の1人当たり平均支給額 1,377万円

表3-9 時間外勤務手当の状況

区分	平成26年度	平成27年度
支給総額	2,234万8千円	2,383万5千円
職員1人当たり平均支給年額	228,000円	241,000円

③職員手当  
(1)期末・勤勉手当  
期末・勤勉手当は、給料と扶養手当の合計額に表3-7の支給割合を乗じた額が支給されます。  
なお、役職に応じて役職段階別加算措置が支給されます。  
(2)退職手当  
退職手当は、退職時の給料月額に、退職理由と勤続年数に応じて定めら

れた支給割合を乗じて算出します。  
支給割合は、本市が加入している北海道市町村職員退職手当組合の条例で表3-8のとおり定められています。  
(3)その他の手当  
時間外勤務手当の状況は、表3-9、扶養手当など一定の要件を満たすことにより支給される手当は次ページ表3-10のとおりとなっています。

表4 勤務時間と休日等の状況 (平成28年4月1日現在)

始業	午前8時30分
終業	午後5時15分
休憩時間	正午~午後1時
週休日	土・日曜日
休日	祝日、年末年始(12月30日~1月4日)

ます(病院事業職員を除く)。  
④特別職の報酬など  
特別職である市長等の給料、市議会議員の報酬月額などの状況は次ページ表3-11のとおりです。  
本市の厳しい財政状況により、給与等の削減を行っています。  
**3 職員の勤務時間  
その他勤務条件の状況**  
職員の標準的な勤務時間と休日は表4のとおりです。休暇の種類には、有給休暇の年次有給休暇、病気休暇、各種特別休暇及び無給休暇の介護休暇、組合休暇があります。  
年次有給休暇は年間20日付与され、平成27年における一般職員の平均取得日数は10・1日となっています。

#### 4 職員の分限 及び懲戒処分の状況

①分限処分の状況  
職員が、一定の事由によってその職責をじゅうぶん果たすことができない場合、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分を分限処分といい、降任、免職、休職、降給の4つの処分があります。  
平成27年度は、心身の故障による休職処分が1件ありました。  
②懲戒処分の状況  
職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序の維持を目的として、職員に制裁として科する処分を懲戒処分といい、戒告、減給、停職、免職の4つの処分があります。  
平成27年度はこれらの懲戒処分はありませんでした。

#### 5 職員のサービスの状況

職員は、地方公務員法で「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と、サービスの根本基準が義務づけられています。  
この基準に基づき、「職務命令に従

表3-10 職員手当の状況 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度 (異なる内容)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶 養 手 当	配偶者や子など扶養親族を有する職員に、扶養親族の区分に応じて支給されます。	同 じ	217,973円
	配 偶 者 13,000円		
	扶養親族 1人につき6,500円		
住 居 手 当	住宅を借り受け家賃を支払っている職員や、住宅を所有し居住する職員に、住居の区分に応じて支給されます。	借家は同じ。 持ち家はなし。	120,362円
	借 家 家賃が12,000円を超える場合に家賃に応じて支給(27,000円を限度)		
通 勤 手 当	通勤距離が片道2km以上の職員に、交通手段の区分に応じて支給されます。	交通機関利用者は同じ。自家用車使用者は距離に応じ2,000円から31,600円の範囲内で支給	43,415円
	自家用車使用者 通勤距離2km以上5km未満は2,000円、5km以上は4,200円を支給		
管理職手当	管理職員に対し、給料月額に役職に応じた支給率を乗じた額が支給されます。	官職に応じ、定額を支給	363,877円
	課長等 支給率8%		
寒冷地手当	毎年11月から3月まで、その月の初日における職員の区分に応じて支給されます。	同 じ	103,252円
	世帯主で扶養親族のある職員 26,380円		
	世帯主で扶養親族のない職員 14,580円		
	上記以外の職員 10,340円		

表3-11 特別職給与等の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期 末 手 当 の 支 給 割 合
市 長	705,000円 (830,000円)	4.2月分
副 市 長	607,000円 (675,000円)	
議 長	298,000円 (332,000円)	4.2月分
副 議 長	265,000円 (295,000円)	
議 員	243,000円 (270,000円)	

※ ( ) 内は、削減措置前の支給月額です。  
 ※期末手当の役職による加算措置は廃止しています。

.....  
 う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事制限」などの義務が課せられています。  
 市では、服務規律の遵守や交通事故防止などについて注意を喚起し、服務規律保持を図っています。



表5 職員研修の実施状況（平成27年度）

研修区分	受講者数	研修の内容
研修所修	17人	北海道市町村職員研修センター研修など
各種専門修	65人	専門知識及び技術の習得のための研修
職場内修	312人	人事評価制度の理解など
特別研修	12人	女性リーダー研修など

表6 健康診断の受診状況（平成27年度）

区分	対象者数	受診者数
総合健診(人間ドック)	112人	108人
定期健診	18人	18人

表7 職員互助会の状況（平成27年度）

共同互助会名	互助会に対する公費負担額(A)	互助会会員数(B)
北海道市町村職員福祉協会	39万1千円	128人

※会員一人当たり公費負担額 (A)÷(B) = 3,055円  
(共同互助会の事務費・人件費充当分含む)

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### ①研修の状況

職員研修は、職員の能力向上や市全体の公務効率の維持増進を目的に、北海道や他の自治体と相互に連携を図りながら、効果的・効率的な研修の実施に努めています。

平成27年度の職員研修の状況は表5のとおりです。

### ②勤務成績の評定の状況

職員の昇任、昇給、人事異動などは、各任命権者が職員の能力や適性等を総合的に判断し実施しています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### ①健康診断の状況

職員の健康を確保するために実施している健康診断の受診状況は、表6のとおりです。

### ②公務災害と通勤災害の状況

職員の公務中または通勤途上の災害は、地方公務員災害補償法に基づき補償されます。

平成27年度の公務災害はありませんでした。

### ③職員互助会の状況

職員の健康増進と保健思想の

普及などを行うため、共同互助会である北海道市町村職員福祉協会と連携し、総合健診事後指導支援や脳ドック検診など各種事業を実施しています。職員互助会の状況は、表7のとおりです。

## 8 公平委員会の報告

### ①措置要求・不服申し立ての状況

職員は、給与や勤務時間その他の

勤務条件に関し、公平委員会に対して、適当な措置がとられるように要求することができます。

また、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に対して不服申し立てをすることができます。

平成27年度は、職員によるこのような措置要求や不服申し立てはありませんでした。

## 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しました

市と市内3施設を運営している社会福祉法人ほく志会並びに社会福祉法人北海道光生舎が11月10日、市役所にて「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を結びました。

今回、福祉避難所として指定されたのは、特別養護老人ホームしらかば荘と救護施設親愛の家、養護老人ホーム衆生園で、この協定により大規模地震や集中豪雨などの災害時において、避難生活が長期間にわたる場合に、高齢者や障がい者などの要配慮者が、手すりやスロープなどバリアフリー化された環境で安心して生活ができることとなります。



▲左から佐藤理事長、村上市長、高江理事長

締結式では、村上隆興市長、ほく志会佐藤秀則理事長、北海道光生舎高江智和理事長が出席し、それぞれ協定書を交換しました。